

直轄工事における適正な工期設定指針(案)

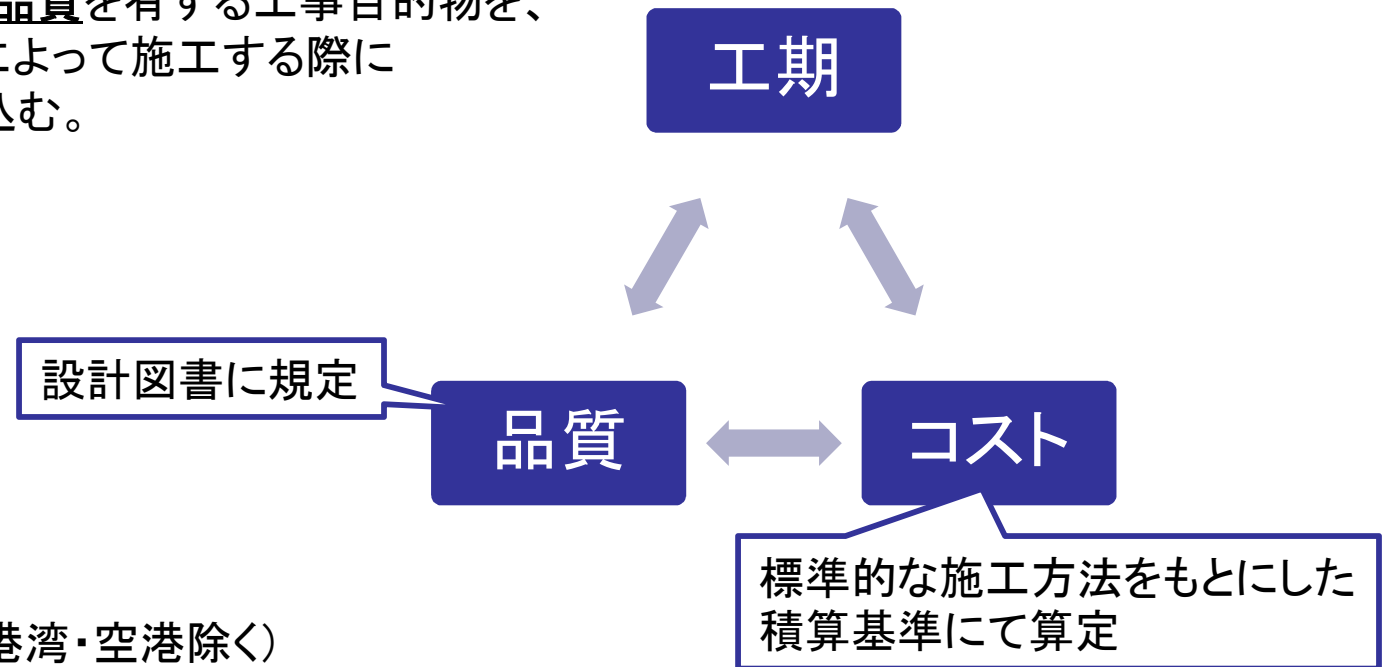
目的・対象工事

<目的>

- 労働基準法の改正により、建設業については、令和6年4月1日から罰則付きの時間外労働規制が適用される。
- また、品確法の改正により、適正な工期設定が発注者の責務として明確に位置付けられた。
- 国土交通省直轄工事において、率先して適正な工期を設定するため、本指針を策定する。

※「適正な工期」について

- 設計図書に規定する所定の品質を有する工事目的物を、標準的な施工方法(コスト)によって施工する際に必要となる工期を適切に見込む。



<対象工事>

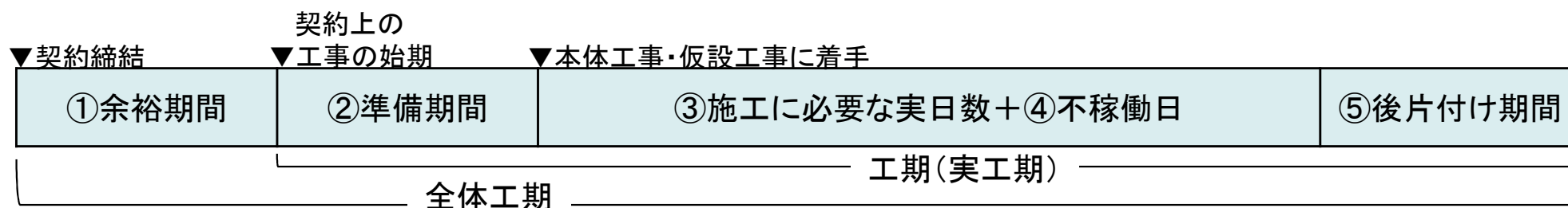
- 国土交通省直轄土木工事(港湾・空港除く)
通年維持工事や災害復旧工事を除く

用語の定義

期間	概要	設計図書への明示※
①余裕期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約の締結から工事の始期までの期間。 ● 余裕期間内は、受注者は工事に着手してはならない一方で、監理技術者・現場代理人等の配置が不要。工事着手以外の工事のための準備は、受注者の裁量で行うことができる。 	余裕期間の方式 i 発注者指定 ii 任意着手 iii フレックス
②準備期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 契約上の工事の始期から本体工事や仮設工事の着手までの期間。 	施工条件に基づく 日数
③施工に必要な実日数	<ul style="list-style-type: none"> ● 種別・細別毎の日当たり施工量と積算数量、施工の諸条件（施工パーティ数、施工時間など）により算出される実働日数。 	施工条件 （パーティ数等）
④不稼働日	<ul style="list-style-type: none"> ● 休日、天候等による作業不能日、その他の不稼働日。 	雨休率
休日	<ul style="list-style-type: none"> ● 土日、祝日、年末年始休暇及び夏期休暇 	想定日数
天候等による作業不能日	<ul style="list-style-type: none"> ● 降雨日、降雪期、出水期等の作業不能日 	想定日数
その他の不稼働日	<ul style="list-style-type: none"> ● 現場状況（地形的な特性、地元関係者や関係機関との協議状況、関連工事等の進捗状況等）により作業が不能な日数 	想定日数
⑤後片付け期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 受注者の機器、余剰資材、残骸及び各種の仮設物を片付けかつ撤去し、現場及び工事にかかる部分の清掃等に要する期間 	施工条件に基づく 日数

※設計図書へ明示する各期間の日数は、発注者の想定であり、受注者の施工を拘束するものではない。

設計図書へ明示した条件と実際の施工条件が異なる場合で、受注者に責がない場合（例：天候等による作業不能日が、発注時の想定よりも多かった場合）には、設計変更を実施。



1. 全体工期に含むべき日数・期間の設定
 - ① 余裕期間
 - ② 準備期間
 - ③ 施工に必要な実日数
 - ④ 不稼働日
 - ⑤ 後片付け期間

2. 「工期設定支援システム」の活用

3. 工期設定の条件明示
 - ・入札公告時における概略工程表等の公表

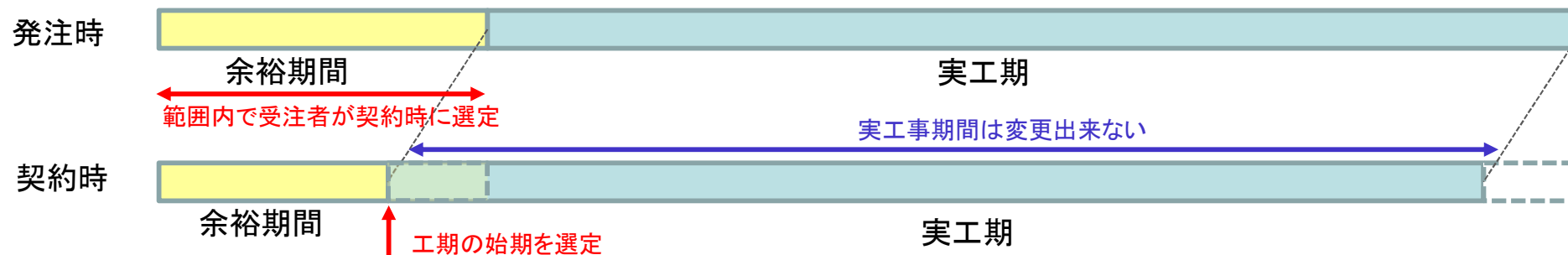
余裕期間制度について

■ 余裕期間制度

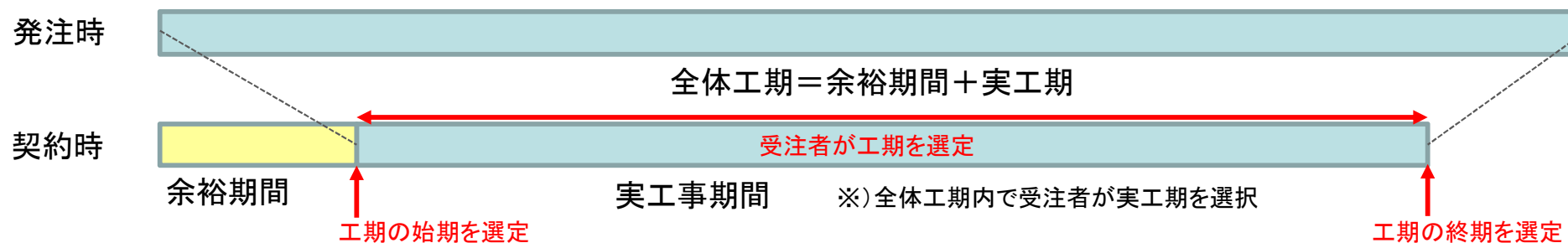
①「発注者指定方式」： 余裕期間内で工期の始期を発注者があらかじめ指定する方式



②「任意着手方式」： 受注者が工事の開始日を余裕期間内で選択できる方式



③「フレックス方式」： 受注者が工事の始期と終期を全体工期内で選択できる方式



1. 余裕期間の長さ: 6ヶ月を超えない範囲

2. 技術者の配置:

(1) 技術者の配置必要なし、現場着手してはいけない期間(資機材の準備は可、現場搬入不可)

(2) 実工期・実工事期間 : 技術者の配置必要、準備・後片付け期間を含む。

準備・後片付け期間の設定

- 準備に要する期間は、主たる工種区分毎に以下に示す準備・後片付け期間を最低限必要な日数とし、工事規模や地域の状況に応じて設定する。(通年維持工事は除く)

工種区分	準備期間		後片付け期間	
	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)	従前の設定	現在の設定 (最低必要日数)
河川工事	30~40 日	40 日	15~30 日	20日
河川・道路構造物工事	30~50 日	40 日	15~30 日	
海岸工事	30~40 日	40 日	15~30 日	
道路改良工事	30~50 日	40 日	15~20 日	
共同溝等工事	30~70 日	80 日	15~20 日	
トンネル工事	30~90 日	80 日	15~30 日	
砂防・地すべり等工事	15~40 日	30 日	15~30 日	
鋼橋架設工事	30~150 日	90 日	15~20 日	
PC橋工事	30~90 日	70 日	15~20 日	
橋梁保全工事	30~50 日	60 日	15~20 日	
舗装工事(新設工事)	30~50 日	50 日	15~20 日	
舗装工事(修繕工事)	30~40 日	60 日	15~20 日	
道路維持工事	30~50 日	50 日	15~20 日	
河川維持工事	30~50 日	30 日	15~30 日	
電線共同溝工事	30~50 日	90 日	15~20 日	

工事工程表の開示試行工事(関東地整の事例)

- ・週休2日制適用工事において、「工事工程表の開示」をセットで実施。
- ・入札公告の際に、発注者が算定した工期や関係機関との調整、住民合意等の進捗状況を工程表で示す「工事工程表の開示」をセットで行うことで、週休2日を目指す。

工事工程表の例

工事名：〇〇道路□□地区改良工事

工種	単位	数量	平成30年度					平成31年度					備考 (パーティ(pt)数等)			
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月		8月	9月	
準備	式	1	■													・30日間
道路土工	m3	10,000		■	■	■	■	■								・路床盛土工(2pt) ・路体盛土工(2pt)
排水構造物工	m	500	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	■	
舗装工	m2	5,000							■	■	■	■	■	■		・路盤工(1pt) ・舗装工(1pt)
付属施設工	式	1									■	■	■		(1pt)	
区間線工	式	1											■	■	(2pt)	
後片付け	式	1												■	・20日間	
制約条件	関連工事(前工事)	—	■													・〇〇〇改良工事
	関係機関協議	—	■													・〇〇県
	住民合意	—														
	用地確保	—														
	法定手続き	—														
	支障物件の移設	—		■	■	■	■									・下水道 ・〇〇電力
	年末年始、お盆	—														・12月下旬~1月上旬 ・8月中旬
	出水期間	—														
	路上工事抑制	—														・3月

準備と後片付けについては、工程上見込んでいる期間を明示する

全体工期を設定する上で、影響しない工種については、工程表に記載しなくても良いものとする

準備と後片付けについては、工程上見込んでいる期間を明示する

特記仕様書に記載のある、工程計画に影響のある制約条件については、全て記載する

※地域の実情や自然条件などを踏まえ適宜設定

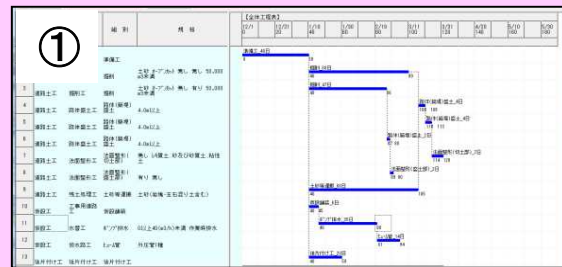
1. 工事工程クリティカルパスの共有
 - ・施工当初における工事工程・案件処理期限の共有
 - ・情報共有システム(ASP)の活用
2. 工期の変更
3. 工期変更に伴う間接工事費の変更
4. 実績工事工程の収集

工事工程の受発注者間情報共有(近畿地整の事例)

情報共有内容

第1回打ち合わせ時

- ① 工期設定支援システムで作成した工事工程を受注者へ提示し、内容説明。
- ② 工事工程に関連する案件(用地関係、関係機関協議等)の対応状況や処理期限等について明示された、工事発注時チェックシート様式と、地元・関係機関等との協議未了箇所及び用地関係(未買収や未引渡し)箇所等を既存の工事平面図等(1/2,500や1/1,000程度)に図示した資料を利用し、受発注者で工事工程の問題点等を共有。
- ③ 受発注者パートナーシップ(2013)向上における取組みの説明。
- ④ 工事請負契約におけるガイドライン(総合版)の概要説明



③

工事の円滑化に向けた取組み
建設生産システム効率化に向けた取組みの報告
～受発注者パートナーシップ向上～

近畿地方整備局では、平成23年度に実施した工事・業務に対する受注者に対するアンケート等を実施し、その結果を踏まえ、「受発注者パートナーシップ向上300項目」とりまとめました。この「受発注者パートナーシップ向上300項目」では、「工事発注者公正化受注者心得八箇条」「工事発注者公正化受注者心得十箇条」「現場技術向上受注者心得八箇条」の全3箇条から成る受注者との関係構築に関する取組を体系的に周知徹底を図るとともに、入札・契約形態における各業務の明確化及び新たな効率化の推進を図るための制度の導入や設計図書の変更や設計条件の明示等による設計品質の向上策等を取りまとめ、公表しています。

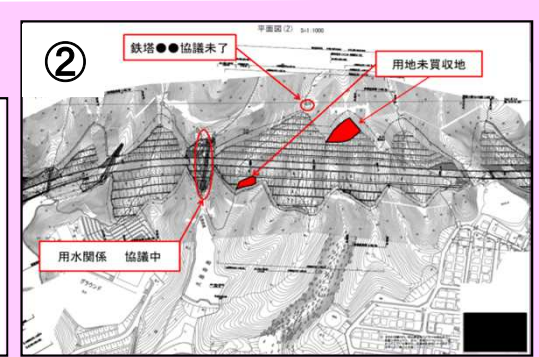
また、新たな施策として、工事施工段階における「三方良しの公共事業の推進」上、まいります。

④

工事請負契約における
ガイドライン(総合版)

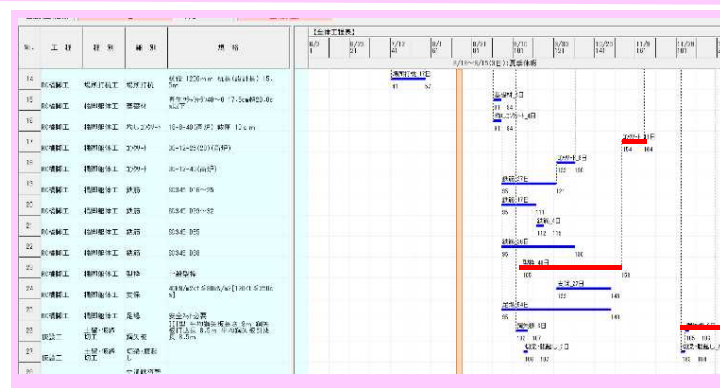
設計変更手続きの明確化

平成28年6月
国土交通省 近畿地方整備局



第2回打ち合わせ以降

上記第1回打ち合わせにおいて共有した情報を考慮したクリティカルパスを含む工事工程を受注者で作成するものとし、工事進捗定例会議等を利用して工事工程に関連する案件の進捗状況の確認及び工事工程クリティカルパスの変更が生じる内容について随時情報共有を行う。



クリティカルパスを含む工事工程(イメージ)



対象工事

原則、全ての工事(維持作業除く)

ASPを活用した工事工程の共有(中部地整の事例)

○施工当初段階において、受発注者間で工事工程クリティカルパスと関連する未解決課題の対応者及び対応時期について共有化することをルール化。

○維持工事等を除き、**原則として全ての土木工事で適用。**

＜工事工程共有の流れ＞

①発注者が示した設計図書を踏まえ、受注者が工事工程表(クリティカルパス含む)を作成し、監督職員と共有。

②工事工程に影響する事項は、その内容と対応者を明確化。

③施工中に工事工定表のクリティカルパスに変更が生じた場合は受発注者間で共有し、受注者の責によらない工程の遅れが生じた場合は、適切に工期変更を実施。

【例】受発注者間で共有する工事工程表

対応者	工種	○月	○月	○月	○月	○月	○月	○月
受注者	○○工	[Blue bar]						
	○○工		[Blue bar]					
	○○工			[Blue bar]				
	○○工				[Blue bar]			
発注者	○○協議	[Red bar]						
	支障物件移設	[Red bar]						

工事工程の共有を追加特記仕様書に明示

第○条 工事工程の共有

受注者は、現場着手前(準備期間内)に設計図書等を踏まえた工事工程表(クリティカルパスを含む)を作成し、監督職員と共有すること。工程に影響する事項がある場合は、その事項の処理対応者(「発注者」又は「受注者」)を明確にすること。

施工中に工事工程表のクリティカルパスに変更が生じた場合は、適切に受発注者間で共有することとし、受注者は工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような受注者の責によらない場合は、工期の延期が可能となる場合があるので協議すること。

- ①受発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
- ②著しい悪天候により作業不稼働日が多く発生した場合
- ③工事中止や工事一部中止により全体工程に影響が生じた場合
- ④資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
- ⑤その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合

なお、工事工程の共有を円滑に実施するために、共有にあたっては原則、情報共有システム(ASP)の機能を活用するものとする。

○解決課題の対応者及び対応時期を明確化
追加特記仕様書に協議完了時期や支障物件移設完了時期等工程に影響のある事項は記載すること

工期変更に伴う間接工事費の変更

- 一時中止の有無にかかわらず、受注者に責任がない中で工期を延期した場合（天候要因等の場合）には、積算基準に基づき、間接工事費を変更。
 ※本基準を適切に運用できるように、発注時に天候要因による休日日数を条件明示する。

算定方法

$$G = dg \times J + a$$

G：工期延期に伴う現場維持等の費用（受注者の責によるものを除く）
 dg：工期延期に係る現場経費率（%）

$$dg = \left[A \left\{ \left(\frac{J}{a \times J^{b+N}} \right)^B - \left(\frac{J}{a \times J^b} \right)^B \right\} + \frac{(N \times R \times 100)}{J} \right]$$

N：工期延期日数（受注者の責によるものを除く）

R：公共工事設計労務単価（土木一般世話役）

A, B, a, b：各工種毎に決まる係数

J：対象額（工期延期時点の契約上の現場管理費対象純工事費）

a：積上げ費用

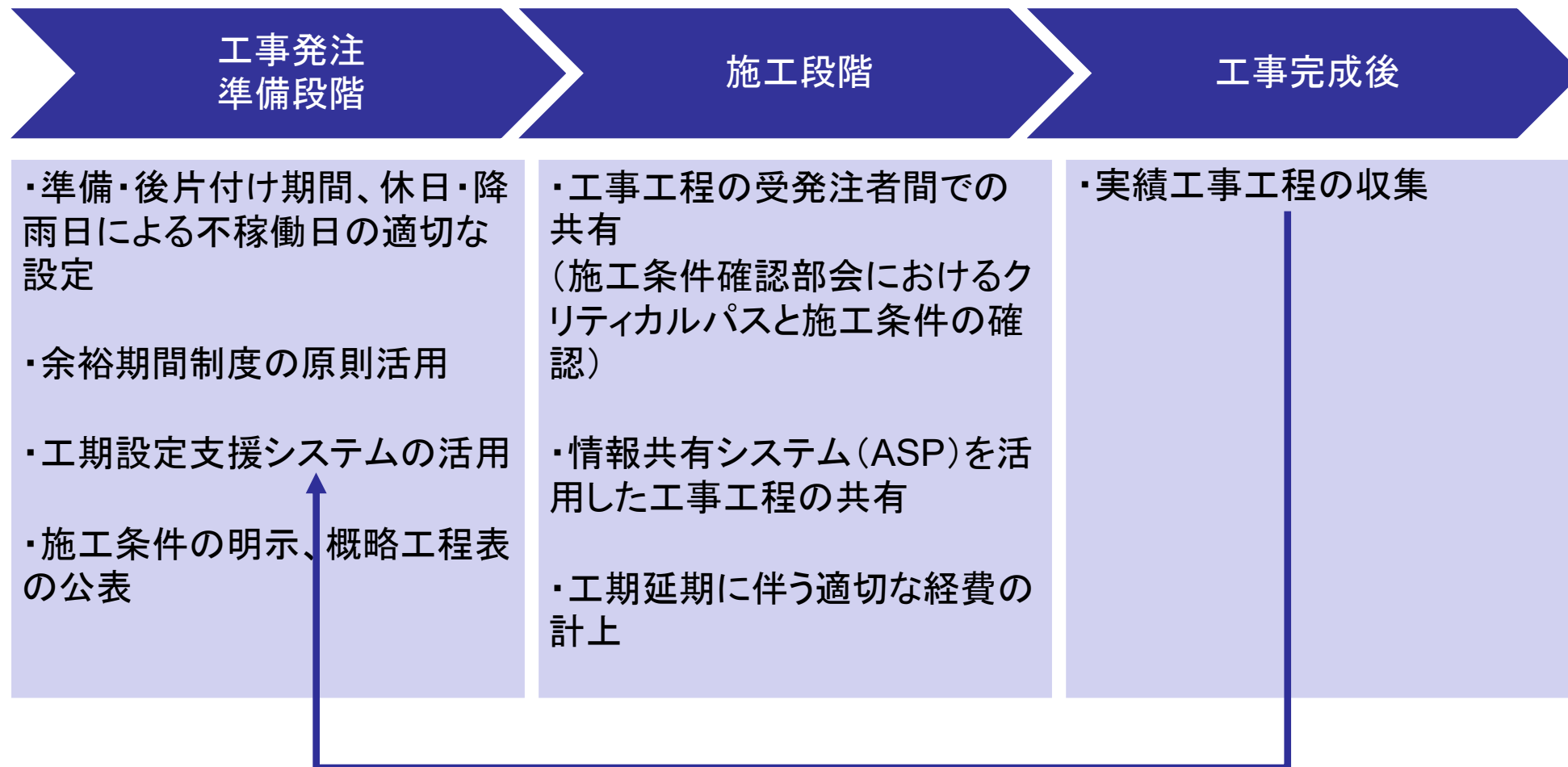
工種区分	係数A					係数B					係数a	係数b
	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島	一般交通影響無し	一般交通影響有り(1)	一般交通影響有り(2)	市街地(DID補正)(2)	山間僻地及び離島		
河川工事	1901.4	2116.7	2104.1	2104.1	1939.0	-0.3284	-0.3275	-0.3280	-0.3280	-0.3269	13.3999	0.1615



※ 純工事費約2億円の河川工事で約20日間の工期延期をした場合は約150万円増

各段階での配慮事項 まとめ

○ これまで、一部の地方整備局で行われている先駆的な取組を含めて、適正な工期設定に資する取組を一連の手続として「直轄工事における適正な工期設定指針」においてとりまとめ。



工期設定支援システムへの反映等により、その後の発注工事における、一層適正な工期設定を実現